

令和5年度

埴町一般会計補正予算書

(令和6年1月29日 専決)

福 島 県 埴 町

専決第2号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、令和5年度埴町一般会計補正予算について、下記のとおり専決処分する。

令和6年1月29日

埴 町 長 宮 田 秀 利

記

令和5年度埴町一般会計補正予算（第6号）

令和5年度埴町の一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ92,608千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,377,157千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
10 地 方 交 付 税		2,727,547	1,659	2,729,206
	1 地 方 交 付 税	2,727,547	1,659	2,729,206
14 国 庫 支 出 金		606,512	90,949	697,461
	2 国 庫 補 助 金	400,067	90,949	491,016
歳 入	合 計	7,284,549	92,608	7,377,157

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 民 生 費		1,290,784	92,608	1,383,392
	1 社 会 福 祉 費	1,000,994	92,608	1,093,602
歳 出	合 計	7,284,549	92,608	7,377,157

第 2 表

一般会計

繰 越 明 許 費

(単位:千円)

款	項	事業名	金額
3 民生費	1 社会福祉費	低所得世帯向け給付事業費	48,240
		定額減税調整給付事業費	44,368

